

別紙4 AI契約審査レビュー、法務AIアシスタント

○ 留意事項

この資料に記載されている条項、質問内容及び質問に対する回答は例です。

① 形式審査 自動条項分割、自動追従機能(条項の追加、入替及び削除時の条番号の自動修正)

Before

(秘密の保持及び資料等転用の禁止等) ←

第7条 受注者は、業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。←

2 前項の規定は、作業員等にも適用するものとする。←

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。←

4 受注者は、発注者が提供する一切のデータ、プログラム、資料等を業務以外の用に供し、又は複製してはならない。←

(受注者の業務責任者) ←

第8条 受注者は、業務の技術上の管理を行う業務責任者(以下「業務責任者」という。)を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に書面で通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。←

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うものとする。←

→ ② ここに入れると、AIが自動で条ズレを直す。

(業務実施計画書の提出) ←

第9条 受注者は、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて、業務実施計画書を作成し、発注者に提出し、その承諾を得なければならない。←

2 この契約の他の条項の規定により契約期間又は仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務実施計画書の訂正を請求することができる。←

3 第1項の規定は、前項の場合について準用する。←

(監督職員) ←

第10条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。第8条の規定による・・・・(略)・・・・←

① 条項単位で位置を動かすことができる。

① 形式審査 自動条項分割、自動追従機能(条項の追加、入替及び削除時の条番号の自動修正)

After

② 自動で条
番号が修正。

(受注者の業務責任者) ←

- 第7条** 受注者は、業務の技術上の管理を行う業務責任者(以下「業務責任者」という。)を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に書面で通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。←
- 2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うものとする。←

(秘密の保持及び資料等転用の禁止等) ←

- 第8条** 受注者は、業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。←
- 2 前項の規定は、作業員等にも適用するものとする。←
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。←
- 4 受注者は、発注者が提供する一切のデータ、プログラム、資料等を業務以外の用に供し、又は複製してはならない。←

(業務実施計画書の提出) ←

- 第9条** 受注者は、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて、業務実施計画書を作成し、発注者に提出し、その承諾を得なければならない。←
- 2 この契約の他の条項の規定により契約期間又は仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務実施計画書の訂正を請求することができる。←
- 3 第1項の規定は、前項の場合について準用する。←

(監督職員) ←

- 第10条** 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。**第7条**の規定による・・・(略)・・・←

① 条項単位
で位置を動か
すことができる
ので、体裁が
崩れない。

② 引用先も自動
で条番号が修正。

① 形式審査 表記ゆれ警告及び自動置換、自動補正機能

Before

(総則) ←

- 第1条 発注者および受注者は、日本国の法令を遵守し、この契約書（仕様書及び質問回答書を含む。）に基づき、この契約を誠実に履行しなければならない。←
- 2 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務（以下「業務」という。）を行わなければならない。←
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。←
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。←
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。←
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。←
- 7 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。←
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。←
- 9 この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、奈良簡易裁判所又は奈良地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。←

④ インデントがズレている。

(契約の保証) ←

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。←
- (1) 国債←
 - (2) 地方債←
 - (3) 政府の保証のある債券←
 - (4) 銀行、株式会社商工組合中央金庫又は農林中央金庫の発行する債券←
 - (5) 知事が確実と認める社債←
 - (6) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手←
 - (7) 銀行又は知事が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下同じ。）の保証←

③ 表記がゆれていると、アラートで検知。
(例:「及び」)

表記がゆれているものは、一覧で可視化される。
一括置換が自動で可能。

① 形式審査 表記ゆれ警告及び自動置換、自動補正機能

After

③ 自動で置換。

④ 取り込むだけでインデントが自動調整。

- (総則) ←
- 第1条 発注者及び受注者は、日本国の法令を遵守し、この契約書（仕様書及び質問回答書を含む。）に基づき、この契約を誠実に履行しなければならない。←
- 2 受注者は、この契約の履行に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもってこの契約に基づく業務（以下「業務」という。）を行わなければならない。←
- 3 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承認及び解除は、書面により行わなければならない。←
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。←
- 5 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。←
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。←
- 7 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。←
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。←
- 9 この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、奈良簡易裁判所又は奈良地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。←
- ←
- (契約の保証) ←
- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。←
- (1) 国債←
 - (2) 地方債←
 - (3) 政府の保証のある債券←
 - (4) 銀行、株式会社商工組合中央金庫又は農林中央金庫の発行する債券←
 - (5) 知事が確実と認める社債←
 - (6) 銀行が振出し又は支払保証をした小切手←
 - (7) 銀行又は知事が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下同じ。）の保証←

① 形式審査 文書間比較(差分チェック)、不足条項の提案

⑤ 文書間で類似した条項をAIが判断し、自動的に突合作業をおこなうので、簡単に比較が可能。

⑥ レビュー中の文書を雛形や過去文書と比較して欠落している条項を自動的にサジェスト(提案)する。

A課 契約書案	標準契約書 業務委託契約書(目的物有)
第7条 (秘密の保持および資料等転用の禁止等) 受注者は、業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。 2 前項の規定は、作業員等にも適用するものとする。 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。 4 受注者は、発注者が提供する一切のデータ、プログラム、資料等を業務以外の用に供し、または複製してはならない。 第8条 (受注者の業務責任者) 受注者は、業務の技術上の管理を行う業務責任者(以下「業務責任者」という。)を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に書面で通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。 2 統括責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うものとする。	第7条 (秘密の保持及び資料等転用の禁止等) 受注者は、業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。 2 前項の規定は、作業員等にも適用するものとする。 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。 4 受注者は、発注者が提供する一切のデータ、プログラム、資料等を業務以外の用に供し、又は複製してはならない。 第8条 (受注者の業務責任者) 受注者は、業務の技術上の管理を行う業務責任者(以下「業務責任者」という。)を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に書面で通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。 2 業務責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うものとする。
～(略)～	
この契約に基づき受注者が作成又は提供する成果物に関する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める翻案権及び二次的著作物に関する権利を含む。)その他一切の権利は、成果物の納品と同時に発注者に譲渡されるものとする。 2 受注者は、前項の成果物に関し、著作者人格権を行使しないものとする。 3 受注者は、第一項の成果物が第三者の権利を侵害しないことを保証するものとし、侵害があった場合は、受注者の責任と負担で解決するものとする。	第11条 (権利の帰属) この契約に基づき受注者が作成又は提供する成果物に関する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める翻案権及び二次的著作物に関する権利を含む。)その他一切の権利は、成果物の納品と同時に発注者に譲渡されるものとする。 2 受注者は、前項の成果物に関し、著作者人格権を行使しないものとする。 3 受注者は、第一項の成果物が第三者の権利を侵害しないことを保証するものとし、侵害があった場合は、受注者の責任と負担で解決するものとする。
第12条 (検査) 受注者は、業務を完了したときは、遅延なく成果品を発注者に提出し、発注者の検査を受けなければならない。 2 発注者は、成果品を受領したときは、その日から起算して10日以内に成果品について検査を完了しなければならない。	第12条 (検査) 受注者は、業務を完了したときは、遅延なく成果品を発注者に提出し、発注者の検査を受けなければならない。 2 発注者は、成果品を受領したときは、その日から起算して10日以内に成果品について検査を完了しなければならない。
	第13条 (所有権) 成果品の所有権は、前条第1項又は第3項の検査により合格と認めた成果品を納入場所において確認したときをもって発注者に移転するものとし、移転前に生じた成果品の損害は全て受注者が負担するものとする。

⑥ 例:所有権の条項が欠落していると自動的に所有権の条項案をサジェスト(提案)する。

② 実質審査 契約書に関するリーガルリサーチ

Before

※ 回答が表示される画面

秘密の保持及び資料等転用の禁止等を見出しとする、第7条第1項で、「受注者は、業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。」と規定されていますが、発注者にも同様の秘密保持義務を課す内容へカスタマイズを行った場合、奈良県側の法的リスクが増加することはないでしょうか。

参考文献

After

自治体の場合、職員が地方公務員法に基づいて守秘義務を負うこと（同法第34条第1項。これに違反した場合には刑事罰が定められています（同法第60条第2号））との関係で、秘密保持契約を締結する必要はないという考えもあるところです。発注者側には、すでに法律上秘密を守る義務が課されており、このことを再度契約書において明記することは何ら支障ないです。奈良県側の法的リスクが増加することはないです。

○地方公務員法

（秘密を守る義務）

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）の許可を受けなければならない。

参考文献

〇〇書式解説集 P〇〇
地方公務員法 第34条

法令・判例・法律書籍などの原典にあたって厳密な裏付けを求める。
また、裏付けの資料は、確認できること。

※ 回答は例

② 実質審査 リーガルリサーチを踏まえた修正条項案の提示

Before

※ 回答が表示される画面

秘密の保持及び資料等転用の禁止等を見出しとする、第7条第1項で、「受注者は、業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。」と規定されていますが、発注者についても同様の秘密保持義務を課す内容とする場合の修正条項案をご提示ください。

参考文献

After

(秘密の保持及び資料等転用の禁止等)
第7条 発注者及び受注者は、業務を行う上で知り得た業務上の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

参考文献

〇〇書式解説集 P〇〇
地方公務員法 第34条

法令・判例・法律書籍などの原典にあたって厳密な裏付けを求める。
また、裏付けの資料は、確認できること。

※ 回答は例